

広島県訓令  
広島県議会議務局訓令  
広島県選挙管理委員会訓令  
広島県人事委員会訓令  
広島県公営企業管理規程  
広島県病院事業管理規程  
第一号

本庁  
地方機関  
議会事務局  
選挙管理委員会事務局  
人事委員会事務局  
労働委員会事務局  
企業局本庁  
企業局地方機関  
病院事業局本庁  
病院事業局病院

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則等の施行に伴う関係職員の人事異動の取扱いに関する訓令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

広島県知事 湯崎 英彦  
広島県議会議長 平田 修己  
広島県選挙管理委員会委員長 橋本 宗利  
広島県人事委員会委員長 加藤 誠  
広島県公営企業管理者 坂井 浩明  
広島県病院事業管理者 浅原 利正

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則等の施行に伴う関係職員の人事異動の取扱いに関する訓令

この訓令の施行の際現に職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（平成二十八年広島規則第三十号。以下「改正規則」という。）による改正前の職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年広島規則第七号）、広島県議会議務局の職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程（平成二十八年広島県議会議務局告示第三号。以下「改正議会議程」という。）による改正前の広島県議会議務局の職員の職の設置に関する規程（昭和四十八年広島県議会議務局告示第一号）、広島県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程（平成二十八年広島県選挙管理委員会告示第八号。以下「改正選挙管理委員会規程」という。）による改正前の広島県選挙管理委員会規程（昭和三十六年選挙管理委員会告示第三十四号）、

広島県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則（平成二十八年広島県人事委員会規則第二十一号。以下「改正人事委員会規則」という。）による改正前の広島県人事委員会事務局の組織に関する規則（昭和四十四年広島県人事委員会規則第六号）、広島県労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則（平成二十八年広島県規則第四十号。以下「改正労働委員会規則」という。）による改正前の広島県労働委員会事務局の組織に関する規則（昭和二十八年広島県規則第九十号）、広島県公営企業組織規程の一部を改正する規程（平成二十八年広島県公営企業管理規程第四号。以下「改正公営企業規程」という。）による改正前の広島県公営企業組織規程（昭和四十九年広島県公営企業管理規程第六号）又は広島県病院事業組織規程の一部を改正する規程（平成二十八年広島県病院事業管理規程第五号。以下「改正病院事業規程」という。）による改正前の広島県病院事業組織規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第一号）による次の表の上欄に掲げる職にある者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、改正規則による改正後の職員の職の設置に関する規則、改正議会議程による改正後の広島県議会議事事務局の職員の職の設置に関する規程、改正選挙管理委員会規程による改正後の広島県選挙管理委員会規程、改正人事委員会規則による改正後の広島県人事委員会事務局の組織に関する規則、改正労働委員会規則による改正後の広島県労働委員会事務局の組織に関する規則、改正公営企業規程による改正後の広島県公営企業組織規程又は改正病院事業規程による改正後の広島県病院事業組織規程による同表の下欄に掲げる職に名称変更する。

旧 職 名	新 職 名
主任専門員	事業調整員
事業推進員	
専門員	
主任水道技術専門員	
水道技術専門員	

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。